

食品中の放射性物質の対策と現状について

令和5年12月

厚生労働省
農林水産省

目次

1 農林水産物の放射性物質対策

国内での検査体制について 2～14

生産段階での管理について 15～18

2 検査の結果 19～26

■ 食品中の放射性物質への対応の流れ

■ 食品中の放射性物質に関する基準値の設定

原子力安全委員会の示した指標値を暫定規制値として対応（平成23年3月17日～24年3月31日）
厚生労働省薬事・食品衛生審議会、食品安全委員会、放射線審議会での議論を踏まえ、基準値を設定（平成24年4月1日～）

■ 食品中の放射性物質に関する検査

17都県を中心に地方自治体において、検査計画に基づく検査を開始（平成23年3月18日～）
原子力災害対策本部において、地方自治体が策定する検査計画に対するガイドラインを策定
（平成23年4月4日）

■ 基準値を超過する食品の回収、廃棄

食品衛生法に基づき、基準を超えた食品については、同一ロットの食品を回収、廃棄

■ 食品の出荷制限等

原子力災害対策特別措置法に基づき、基準を超えた地点の広がり等を踏まえ、県域又は県内の一部の区域を単位として出荷制限等を指示（平成23年3月21日～）

【原子力災害対策本部】

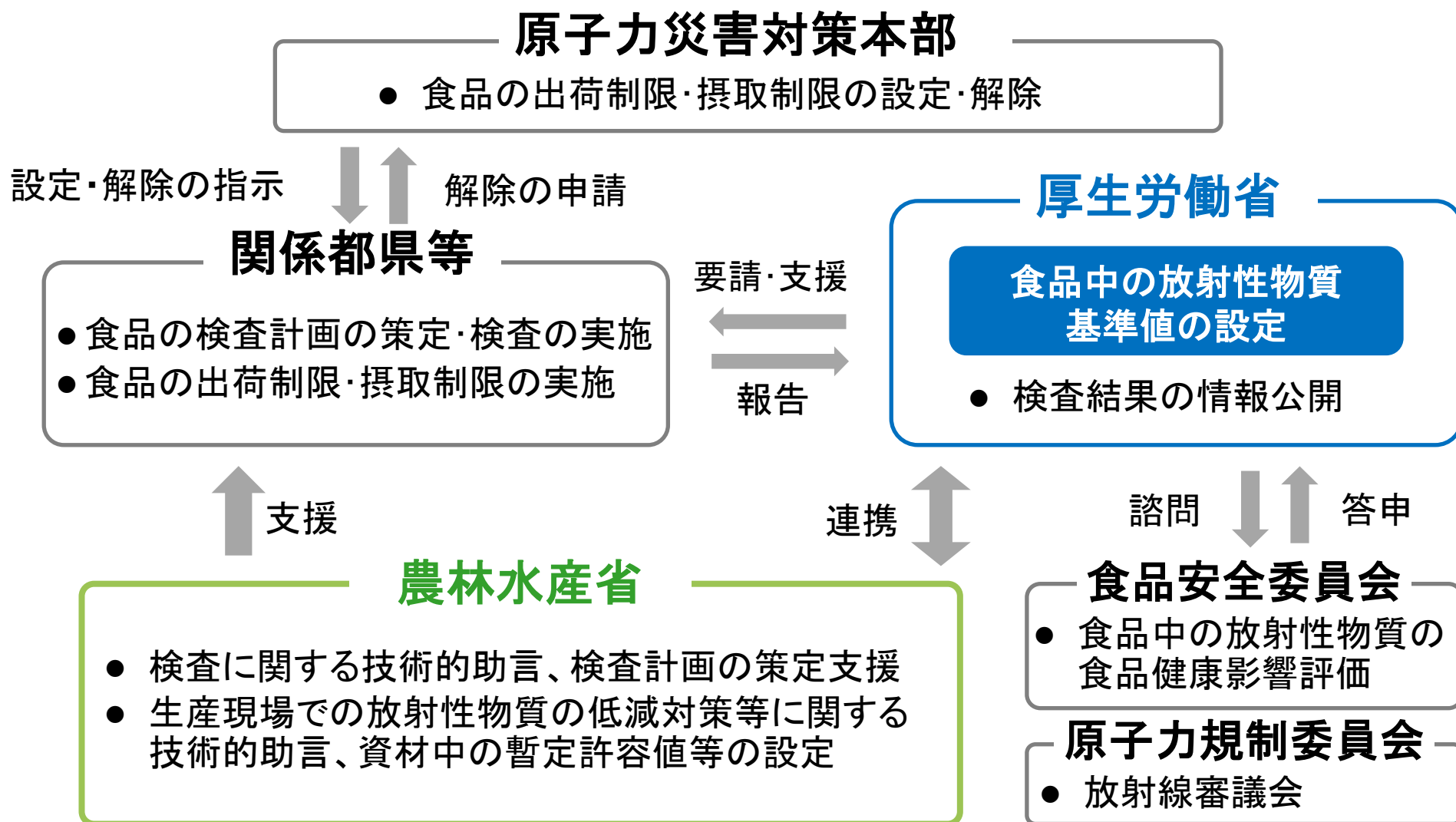
■ 食品の出荷制限等の解除

直近の1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて基準値以下 など

【原子力災害対策本部】

1 農林水産物の放射性物質対策①

□ 基準値を超える食品が流通しないよう、検査を実施し、結果に基づき、出荷制限を実施



1 農林水産物の放射性物質対策②

食品中の放射性物質の基準値は、食品の国際規格を策定しているコーデックス委員会※が指標としている、**年間線量1ミリシーベルト**（介入線量レベル）を踏まえるとともに、食品安全委員会による食品健康影響評価を受け、厚生労働省薬事・食品衛生審議会等での議論を踏まえて設定している。

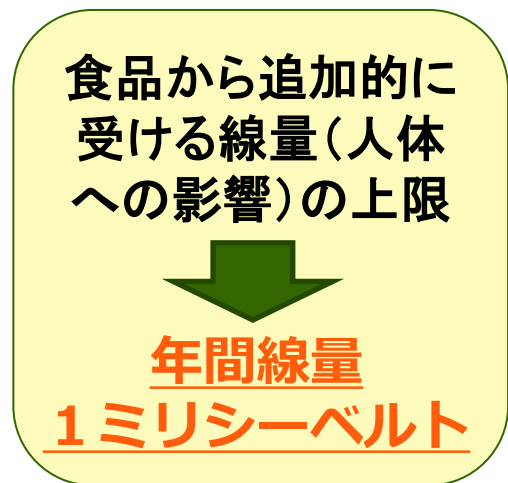
※(FAO(国連食糧農業機関)とWHO(世界保健機関)の合同委員会)

放射性セシウムの基準値

(平成24年4月～現在)

食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	50
一般食品	100

(単位:ベクレル/kg)



■ 参考：食品区分の範囲について


食品区分	設定理由	含まれる食品の範囲
飲料水	<ul style="list-style-type: none"> ①すべての人が摂取し代替がきかず、摂取量が大きい ②WHOが飲料水中の放射性物質の指標値（10 Bq/kg）を提示 ③水道水中の放射性物質は厳格な管理が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶
乳児用食品	<ul style="list-style-type: none"> ○食品安全委員会が、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」を指摘 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの ○乳児の飲食に供することを目的として販売するもの
牛乳	<ul style="list-style-type: none"> ①子どもの摂取量が特に多い ②食品安全委員会が、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」を指摘 	<ul style="list-style-type: none"> ○乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料
一般食品	<p>以下の理由により、「一般食品」として一括して区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ①個人の食習慣の違い（摂取する食品の偏り）の影響を最小限にすることが可能 ②国民にとって、分かりやすい規制 ③コーデックス委員会などの国際的な考え方と整合 	<ul style="list-style-type: none"> ○上記以外の食品

1 農林水産物の放射性物質対策③

□ 検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方 (ガイドライン)

- ・平成23年4月4日 原子力災害対策本部策定
最新の知見を反映して適宜改正しており、直近では令和5年3月30日に改正
- ・国が検査対象都県に対象品目、検査頻度等を設定
放射性セシウムが高く検出される可能性のある品目等を重点的に検査

厚生労働省

- 
- ・検査対象都県に対し、検査計画の策定、検査の実施を通知
(検査対象以外の自治体に対しては、検査を実施する場合の参考として通知)
 - ・検査結果は、厚生労働省にて取りまとめ、すべて公表

令和5年2月までの検査結果等を踏まえて以下について設定

- 対象自治体
- 対象品目
 - ・放射性セシウムの検出レベルの高い食品(野生きのこ・山菜類、野生鳥獣肉等)
 - ・飼養管理の影響を大きく受ける食品(乳、牛肉)
 - ・生産資材への影響の状況から、検査が必要な食品(原木きのこ類)
 - ・水産物
 - ・出荷制限の解除後の品目 等
- 対象区域・検査頻度: 検出レベル・品目の生産、出荷等の実態に応じて実施

(参考) 検査対象自治体及び検査対象品目①

□ 検査対象品目毎に検査対象自治体を定める

栽培/飼養管理が
可能な品目群
(原木きのご類を除く)

直近3年間で、基準値の1/2の
超過が確認されるなど検査を継
続する必要がある自治体
(他の都県も必要に応じて実施)

原木きのご類

栽培/飼養管理が
困難な品目群

17都県で実施

(参考) 検査対象自治体及び検査対象品目②

栽培/飼養管理が可能な品目群(原木きのこ類を除く。)

【検査対象自治体】

直近3年間の検査結果に基づき、基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目が確認されるなど検査を継続する必要がある自治体。

【検査対象品目及びその対象自治体】

	福島県
山菜類(栽培)	●
米	■

※飼養管理の影響を大きく受けるため、継続的なモニタリング検査が必要な品目のうち、乳の検査は福島県において、牛肉の検査は岩手県、宮城県、福島県及び栃木県(別添4の1の(2)を満たす場合を除く。)において実施する。

直近1年間(令和4年4月1日から令和5年2月28日まで)の結果に基づき分類

- ◎ : 基準値超過が検出されたもの。
- : 基準値の1/2の超過が検出されたもの(基準値超過が検出されたものを除く。)
- : 別添において検査対象となっているもの。
- : 直近1年間の検査結果等に基づいた場合、当該自治体において検査対象として区分されないもの。

(参考) 検査対象自治体及び検査対象品目③

①栽培/飼養管理が困難な品目群

【検査対象自治体】

栽培/飼養管理が困難な品目群は、管理の困難性等を考慮し、検査を継続する必要がある自治体。

【検査対象品目及びその対象自治体】

		青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	静岡県
基準値超の品目	野生のきのこ・山菜類等	□	◎	◎	◎	◎	◎	□	□	●	□	□	□	□	◎	◎	◎	◎
	野生鳥獣の肉類	□	◎	□	◎	●	◎	●	□	◎	□	□	□	□	●	□	□	□
基準値1/2超の品目	野生のきのこ・山菜類等	□	□	□	□	□	□	□	●	●	□	□	□	□	□	□	□	□
	野生鳥獣の肉類	□	●	□	●	□	□	□	□	●	□	□	□	□	□	□	●	□
海産魚種		—	—	—	—	—	□	—	×	×	—	×	—	—	—	×	×	—
内水面魚種		—	—	—	□	—	◎	—	—	◎	□	—	—	—	—	—	—	—

直近1年間(令和4年4月1日から令和5年2月28日まで)の結果に基づき分類

◎: 基準値(水産物においては基準値の1/2)超過が検出されたもの。

●: 基準値の1/2の超過が検出されたもの(基準値超過が検出されたものを除く。)

□: 対象品目の管理の困難性(野生のきのこ類・山菜類等)、移動性(野生鳥獣の肉類)、出荷制限の設定状況(水産物)を考慮し検査が必要なものの。

—: 直近1年間の検査結果等に基づいた場合、当該自治体において検査対象として区分されないもの。

×: 該当なし。

※別表(1)又は(2)に掲げる自治体においては、検査対象として指定されていない他の品目についても、必要に応じて検査を実施。以下、原木きのこ類及び栽培/飼養管理が可能な品目群においても同じ。

(参考) 検査対象自治体及び検査対象品目④

②栽培/飼養管理が可能な品目群のうち原木きのこ類

【検査対象自治体】

栽培/飼養管理が可能な品目群のうち原木きのこ類は、生産資材への放射性物質の影響の状況を考慮し、検査を継続する必要がある自治体。

【検査対象品目及びその対象自治体】

	青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	静岡県
原木きのこ類	▲	●	▲	▲	▲	▲	▲	●	●	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲

直近1年間(令和4年4月1日から令和5年2月28日まで)の結果に基づき分類

◎: 基準値超過が検出されたもの。

●: 基準値の1/2の超過が検出されたもの(基準値超過が検出されたものを除く。)

▲: 生産資材への放射性物質の影響の状況から、栽培管理及びモニタリング検査が必要なもの。

1 農林水産物の放射性物質対策④

□ 基準値を上回ったときの対応：出荷制限・摂取制限

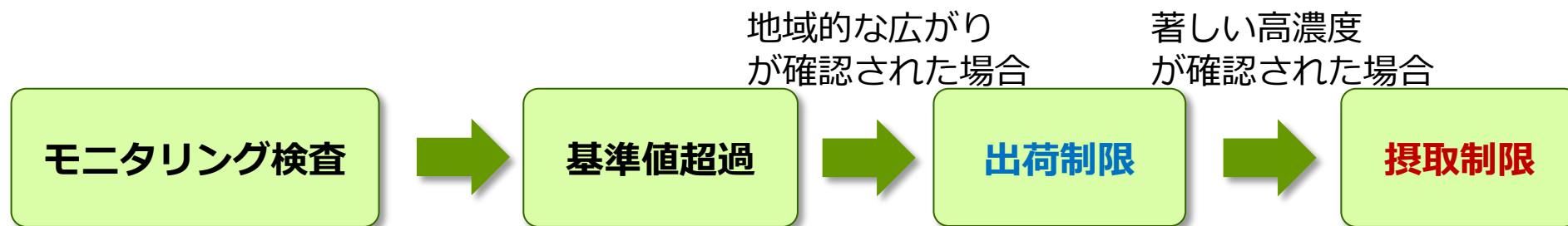
- 原子力災害対策特別措置法に基づく指示
- 地域的な広がりが確認された場合に「**出荷制限**」
- 著しく高濃度の値が検出された場合は「**摂取制限**」

■ 出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

- 地域的な広がりが確認された場合に、地域・品目を指定して設定。
- 地域は、都道府県域を原則。ただし、自治体による管理が可能であれば、管理状況等を考慮し、市町村・地域ごとに細分して区域を設定。

■ 出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

- 当該自治体からの申請による。
- 解除対象の区域は、集荷実態等を踏まえ複数区域に分割が可能。
- 直近1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり3か所以上、すべて基準値以下 など



*食品中の放射性物質検査は主として出荷前の段階において実施されている。
基準値を超過するものは、出荷制限が指示されている地域のもものがほとんどであり、廃棄等の適切な措置が取られる。

*出荷制限が指示された品目・区域については、家庭で栽培・採取された場合にも、比較的多くの放射性物質が含まれている可能性があるため、頻繁に食べることは避けてください。

原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の対象食品（令和5年8月末時点）

県名	出荷制限品目
福島県	(一部地域) 原乳、非結球性葉菜類(ホウレンソウ・コマツナ等)、結球性葉菜類(キャベツ等)、アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー・カリフラワー等)、カブ、原木シイタケ(露地・施設栽培) ^{注1} 、原木ナメコ(露地栽培)、キノコ類(野生のものに限る。) ^{注2} 、タケノコ、ワサビ(畑において栽培されたものに限る。)、ウド(野生のものに限る。)、クサソテツ(こごみ)、コシアブラ、ゼンマイ、ウバミソウ(野生のものに限る。)、タラノメ(野生のものに限る。)、フキ、フキノトウ(野生のものに限る。)、ワラビ、ウメ、ユズ、クリ、キウイフルーツ、米(平成23・24・25・26・27・28・29・30年産、2019年産、令和2・3・4・5年産) ^{注1} 、ヤマメ(養殖を除く。)、ウグイ、アユ(養殖を除く。)、イワナ(養殖を除く。)、フナ(養殖を除く。)、クロソイ、牛の肉、クマの肉 (全域) イノシシの肉、カルガモの肉、キジの肉、ノウサギの肉、ヤマドリ肉
青森県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。) ^{注3}
岩手県	(一部地域) 原木シイタケ(露地栽培) ^{注1} 、原木クリタケ(露地栽培)、原木ナメコ(露地栽培) ^{注1} 、キノコ類(野生のものに限る。)、タケノコ、コシアブラ、ゼンマイ、ワラビ(野生のものに限る。) (全域) シカの肉 ^{注1} 、クマの肉、ヤマドリ肉
宮城県	(一部地域) 原木シイタケ(露地栽培) ^{注1} 、キノコ類(野生のものに限る。) ^{注4} 、タケノコ ^{注4} 、コシアブラ、ゼンマイ、タラノメ(野生のものに限る。)、ワラビ(野生のものに限る。)、イワナ(養殖を除く。)、ヤマメ(養殖を除く。)、ウグイ (全域) イノシシの肉、クマの肉、シカの肉 ^{注1}
山形県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。) (全域) クマの肉 ^{注1}
茨城県	(一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培) ^{注1} 、コシアブラ(野生のものに限る。)、キノコ類(野生のものに限る。) (全域) イノシシの肉 ^{注1}
栃木県	(一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培) ^{注1} 、原木クリタケ(露地栽培)、原木ナメコ(露地栽培)、キノコ類(野生のものに限る。)、タケノコ、クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)、コシアブラ(野生のものに限る。)、サンショウ(野生のものに限る。)、ゼンマイ(野生のものに限る。)、タラノメ(野生のものに限る。)、ワラビ(野生のものに限る。) (全域) イノシシの肉 ^{注1} 、シカの肉
群馬県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)、コシアブラ(野生のものに限る。)、タラノメ(野生のものに限る。) (全域) イノシシの肉、クマの肉、シカの肉 ^{注1} 、ヤマドリ肉
埼玉県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)
千葉県	(一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培) ^{注1} 、ギンブナ、コイ (全域) イノシシの肉 ^{注1}
新潟県	(一部地域) コシアブラ(野生のものに限る。)、クマの肉 ^{注1}
山梨県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)
長野県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。) ^{注5} 、コシアブラ、シカの肉 ^{注1}
静岡県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)

【注1】 県の管理下のもとで出荷するものについて一部解除

【注2】 うち、一部地域のナラタケ、ブナハリタケ、ナメコ、ムキタケ、クリタケ、マイタケ及びマツタケ（一部地域では、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケに限る）を除く 【注3】 うち、一部地域のナラタケ、ブナハリタケ、ナメコ、ムキタケ、クリタケ、クリタケモドキ及びハタケシメジを除く

【注4】 うち、一部地域の県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケまたはタケノコを除く 【注5】 うち、一部地域のマツタケを除く

1 農林水産物の放射性物質対策⑤

□ 食品中の放射性物質に関する検査の手順

精密な検査(①)と、効率的なスクリーニング検査(②)を組み合わせる実施

- ① ゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析法
- ② ・NaIシンチレーションスペクトロメータ等を用いた放射性セシウムスクリーニング法
 - ← 短時間で多数の検査を実施するため導入
 - ・非破壊検査法を用いた放射性セシウムスクリーニング法

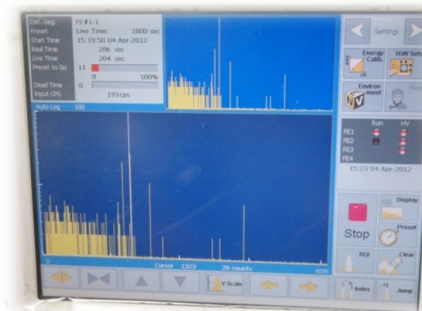
<測定の流れ>

細切

秤量

測定

解析

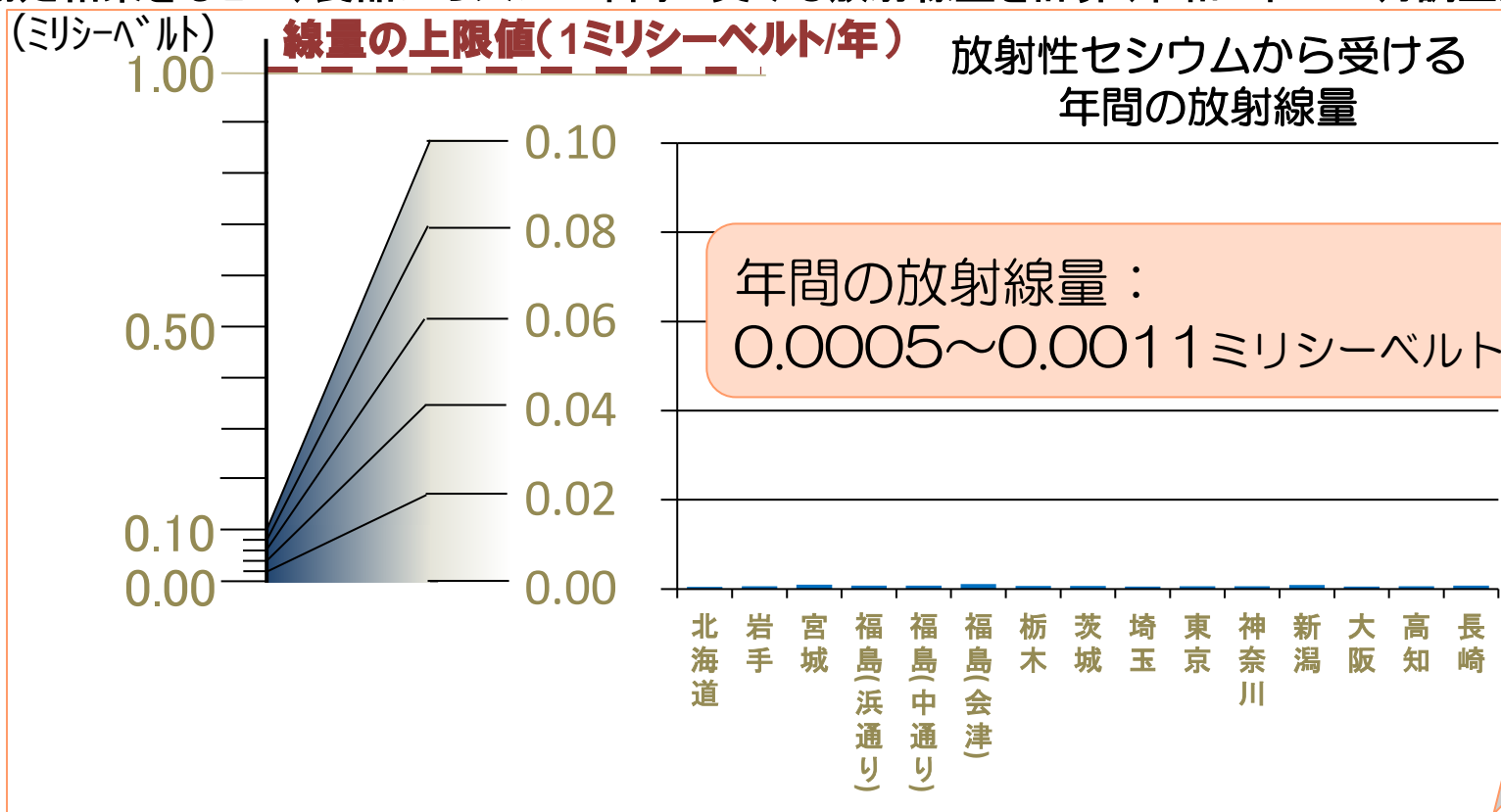


※非破壊検査法では、細切を行わず測定が可能。

(参考) 検査の結果(食品から受ける放射線量)

流通食品での調査(マーケットバスケット調査)

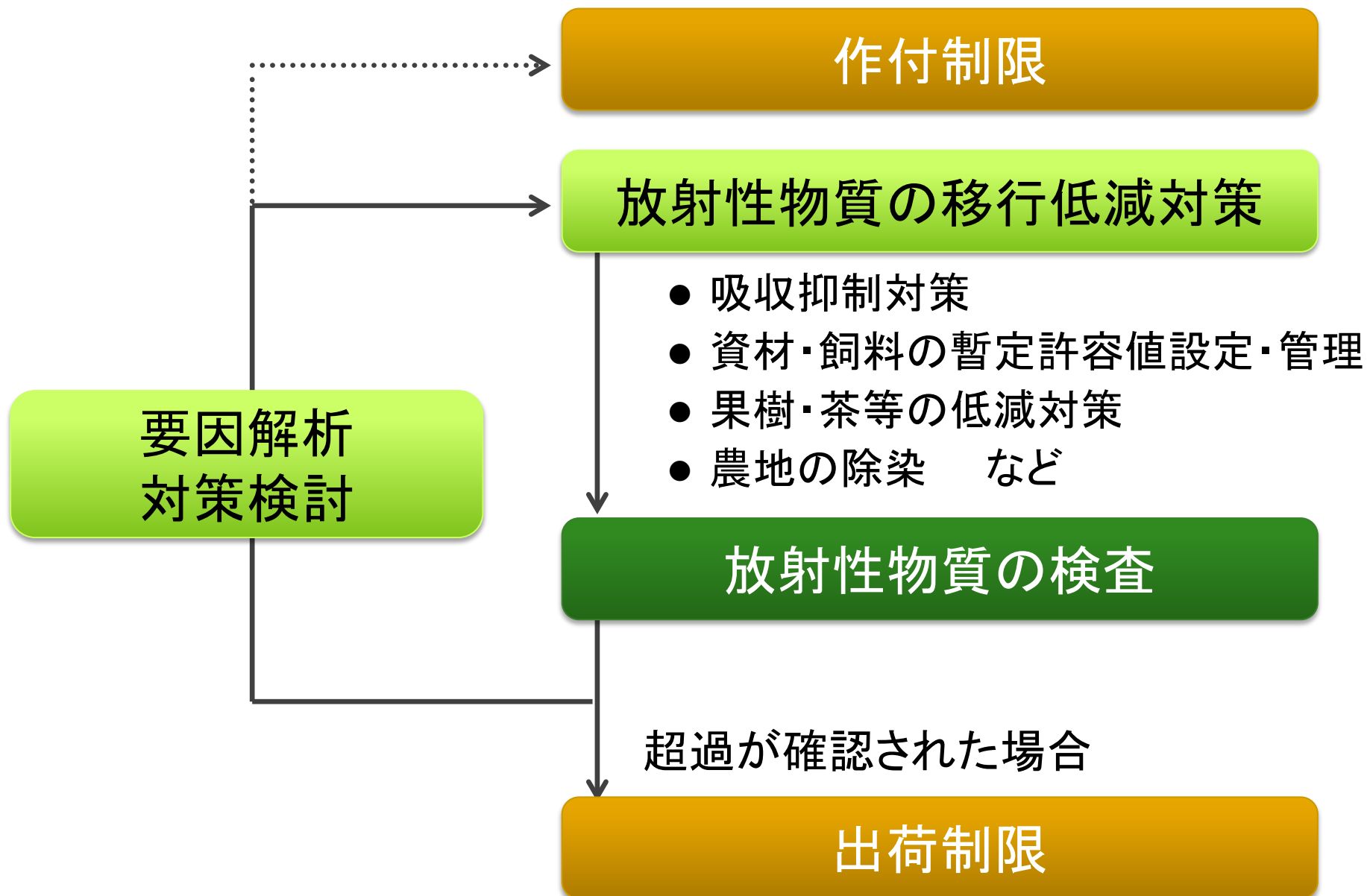
- 各地で流通する食品を購入し、放射性セシウムを精密に測定
国民の食品摂取量(国民健康・栄養調査)の、地域別平均に基づいて購入し、混合して測定
 - ◆ 通常の食事の形態に従った、簡単な調理をして測定
 - ◆ 生鮮食品はできるだけ地元産・近隣産のものを購入
- この測定結果をもとに、食品から人が1年間に受ける放射線量を計算(令和4年9・10月調査)



実際の線量は、基準値の設定根拠である年間1ミリシーベルトの0.1%程度

1 農林水産物の放射性物質対策⑥

□ 生産段階で安全確保の取組を実施

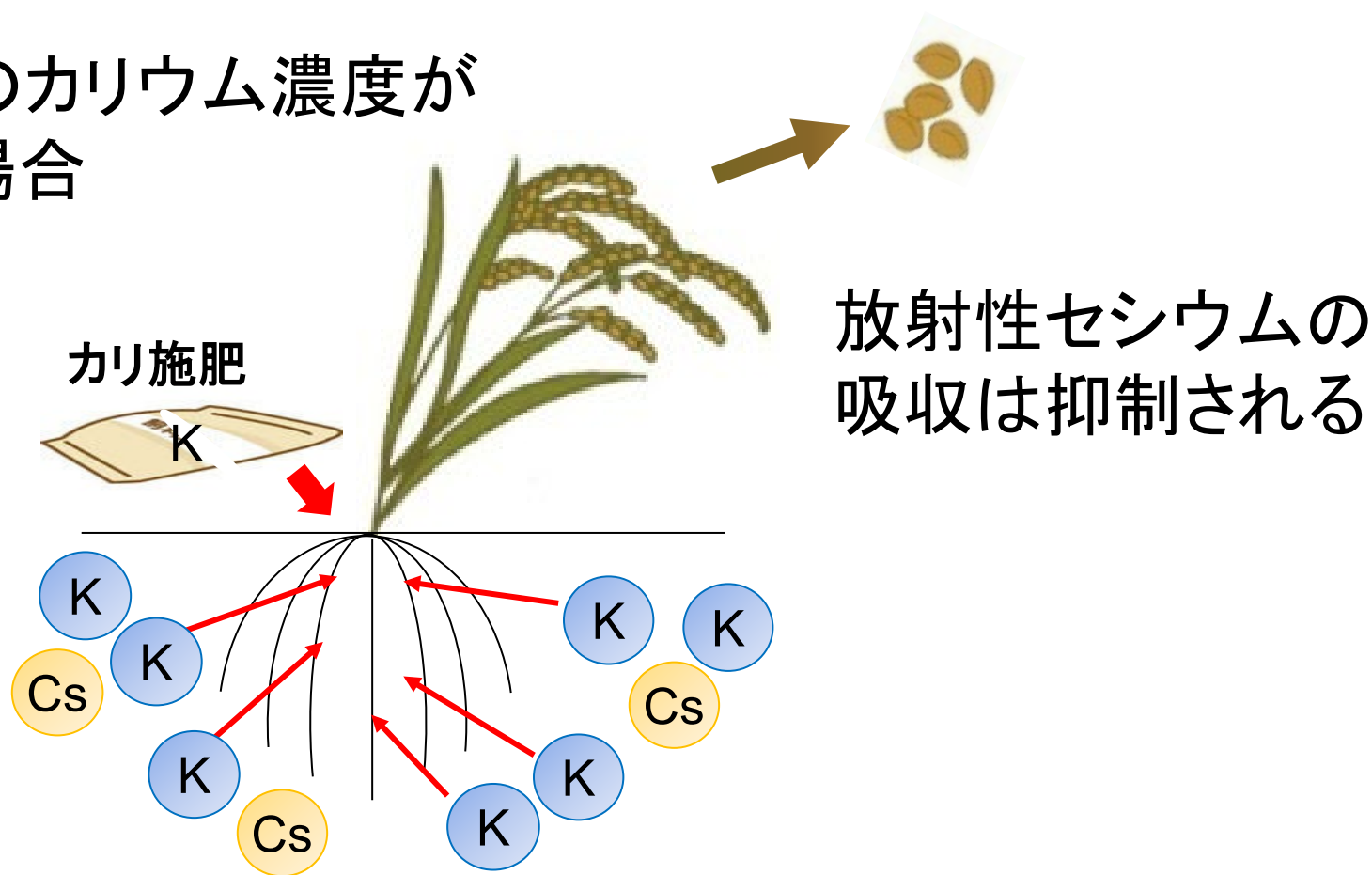


1 農林水産物の放射性物質対策⑦

□ カリ施肥による稲の吸収抑制対策

- 土壌中のカリウムは、セシウムと化学的に似た性質を有しており、作物のセシウム吸収を抑える働きがある。

土壌中のカリウム濃度が
適正な場合



1 農林水産物の放射性物質対策⑧

□ 肉・乳・卵・魚の安全確保対策

- 食品の基準値を超えない畜水産物(肉、乳、卵等)を生産するために、どのような飼料を家畜や養魚に給与すればよいのかを判断する目安として『飼料の暫定許容値』を設定
- 暫定許容値以下の飼料(牧草等)を給与するなどの適切な飼養管理を指導



飼料中の放射性セシウムの暫定許容値

	暫定許容値(Bq/kg)
牛	100
豚	80
鶏	160
養殖魚	40

(粗飼料は水分含有量8割ベース)

1 農林水産物の放射性物質対策⑨

□ きのこの等の特用林産物の安全確保対策

- 安全な生産資材の導入、栽培管理ガイドラインの実施
- 野生の山菜やきのこの採取に関する情報提供

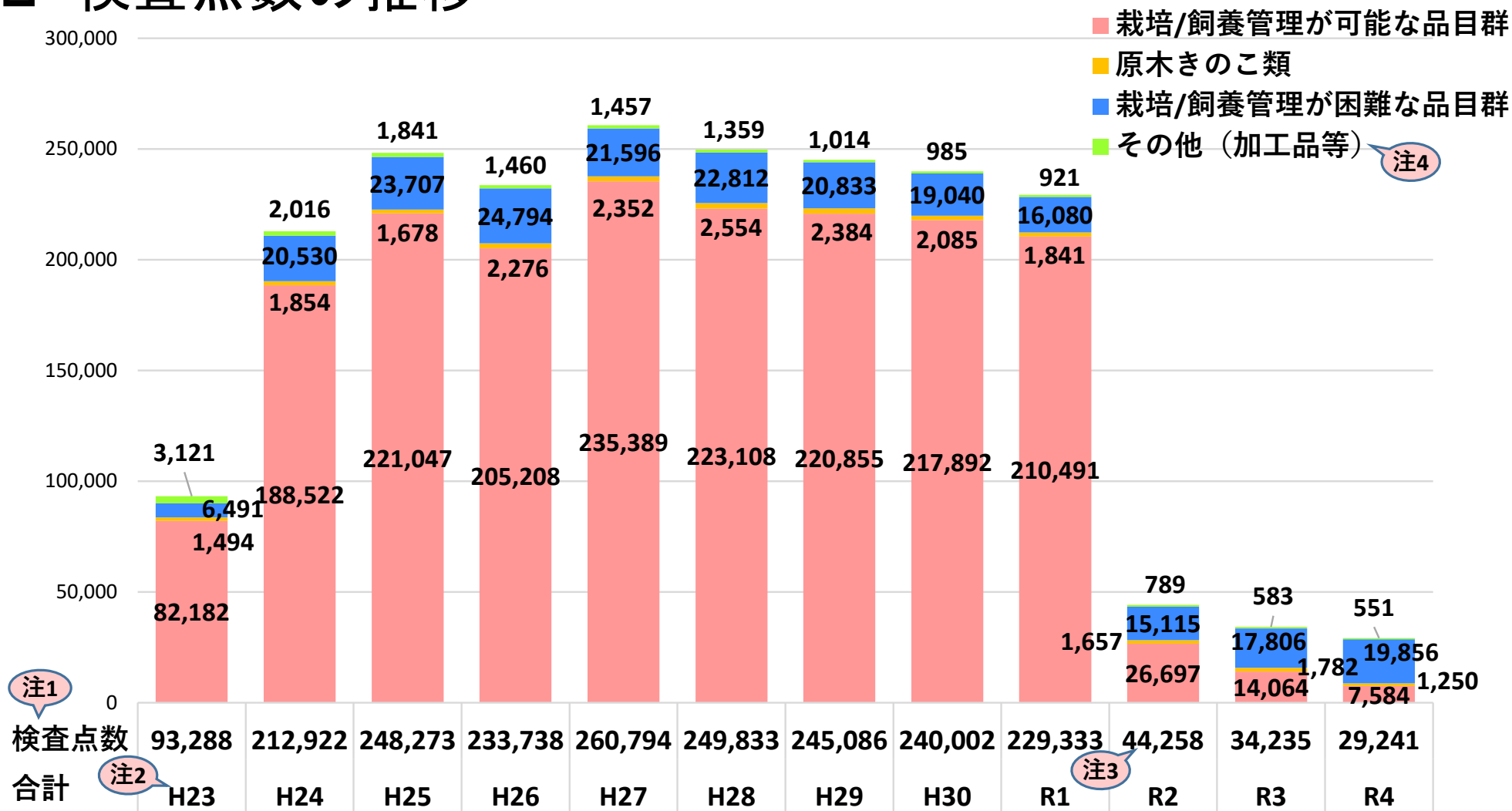
具体的な取組

1. 安全なきのこ原木※の確保 ※放射性セシウムの指標値 50 Bq/kg
(きのこ原木・ほだ木の購入支援、きのこ原木の需給のマッチング)
2. きのこ原木・ほだ木の除染や簡易ハウス等の導入
3. ガイドラインに沿った栽培管理の普及・指導
4. 放射性物質の汚染を低減させる栽培技術の普及
5. ホームページ、パンフレットによる情報提供、巡回指導



2 検査の結果①

検査点数の推移



注1

注1 出荷前の検査

注2

注2 平成23年3月検査分を含む

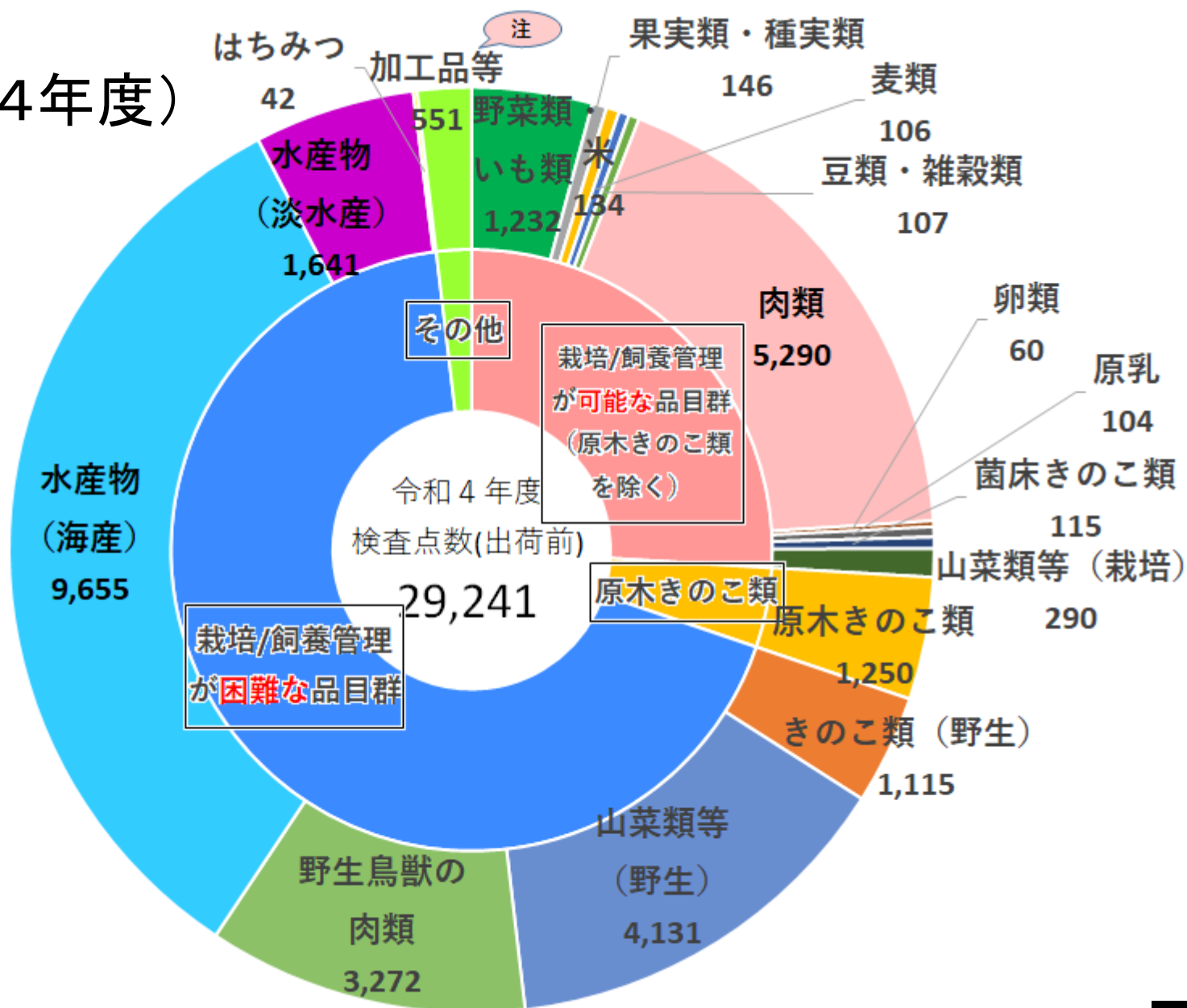
注3

注3 令和2年度から牛肉の取扱いを見直し、肉類の検査を効率化(検査点数:約20万点→約2万点)

注4 農林水産物を乾燥させたり、漬けるなどしたもの

2 検査の結果②

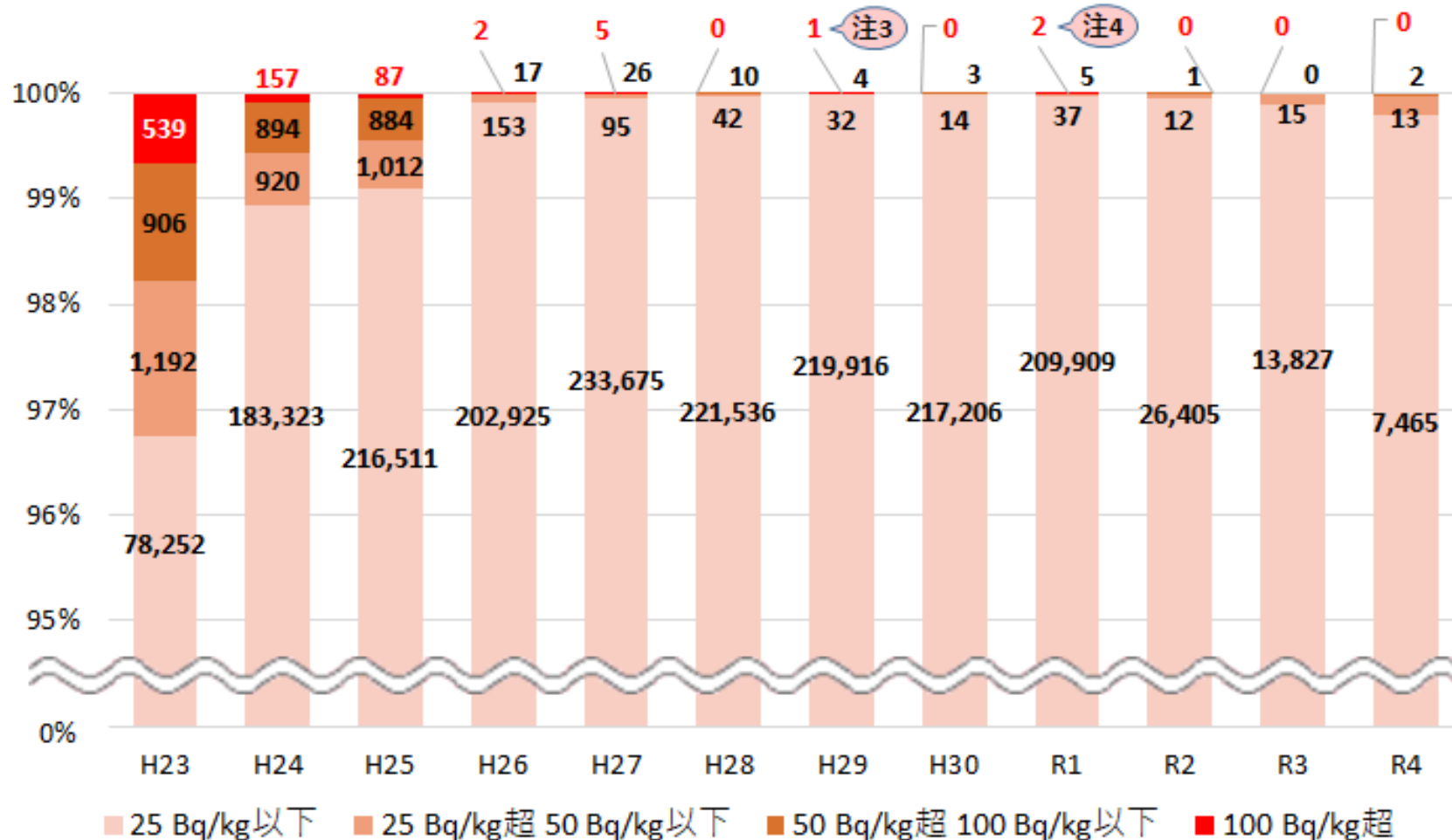
□ 検査点数 (品目別、令和4年度)



注 農林水産物を乾燥させたり、漬けるなどしたもの

2 検査の結果③

濃度別点数^{注1}の推移(栽培/飼養管理が**可能な**品目群^{注2})



注1 出荷前の検査。検出限界値未満のものは便宜上まとめて25 Bq/kg以下として集計

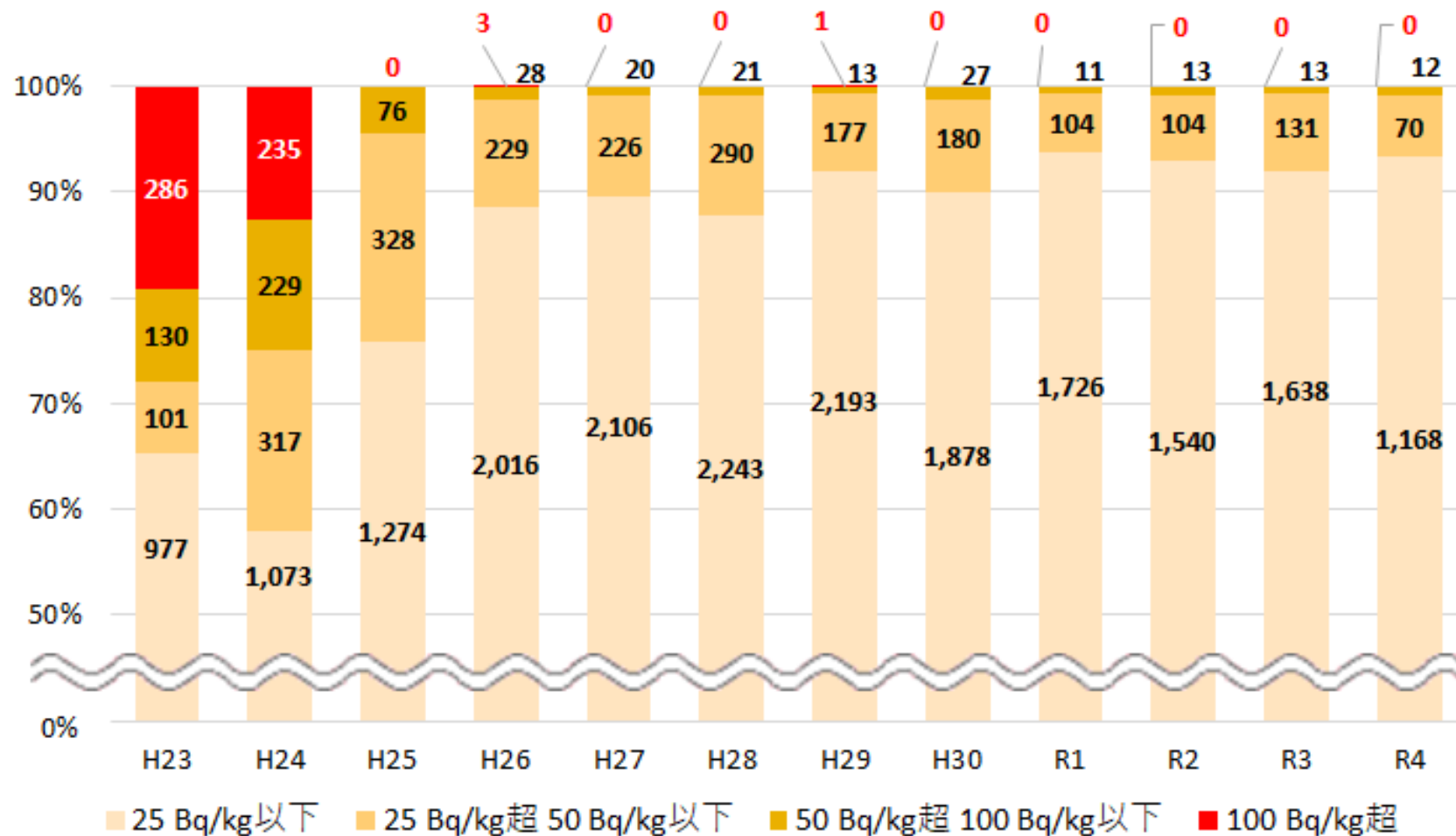
注2 基準値が一般食品と異なる原乳・茶は除く

注3 現在は伐採されているクリの樹木であり、今後も出荷されることはない

注4 現在は廃棄されているほ場のワラビであり、今後も出荷されることはない

2 検査の結果④

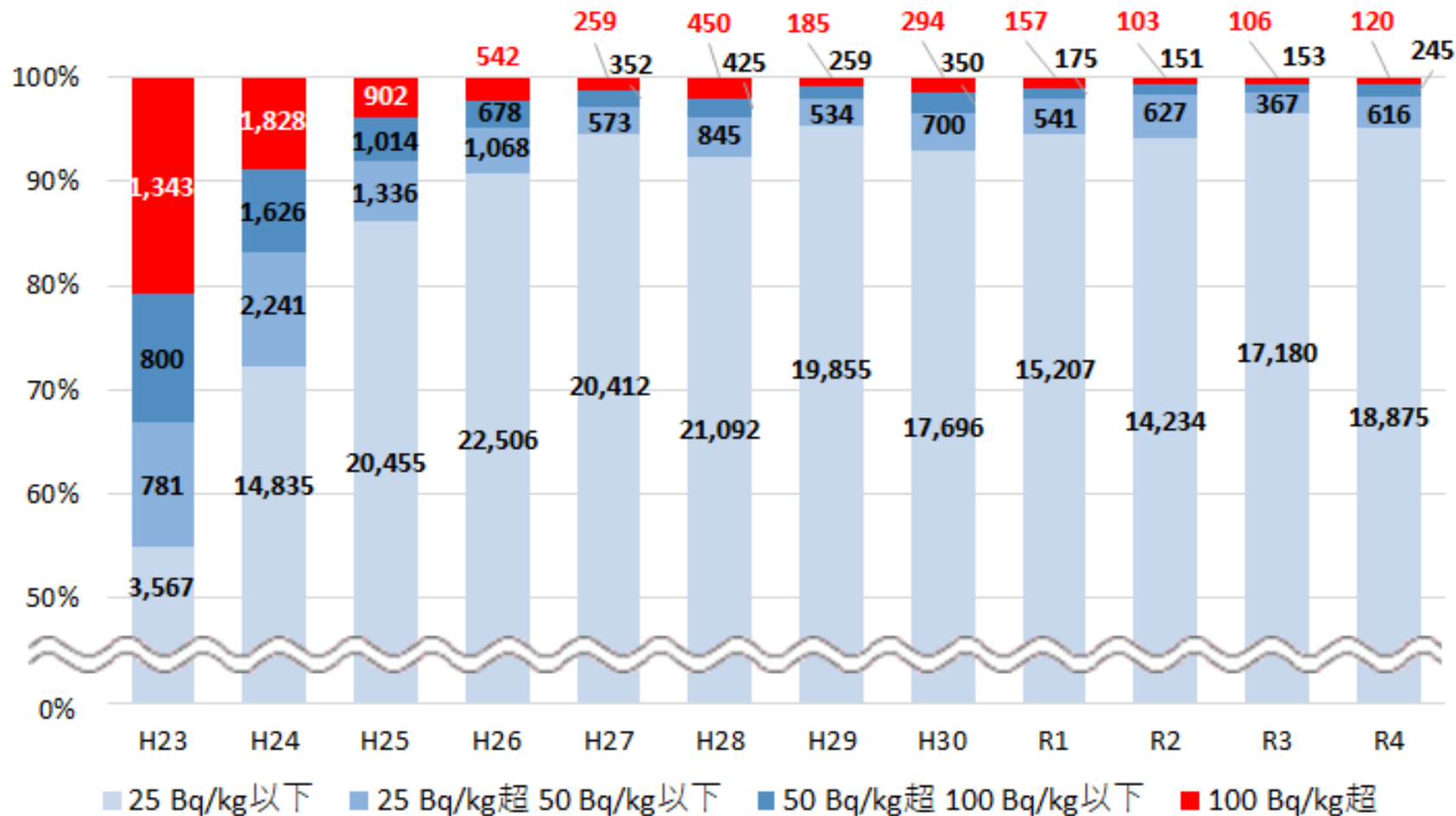
濃度別点数注の推移(原木きのこ類)



注 出荷前の検査。検出限界値未満のものは便宜上まとめて25 Bq/kg以下として集計

2 検査の結果⑤

□ 濃度別点数^注の推移(栽培/飼養管理が**困難な**品目群)



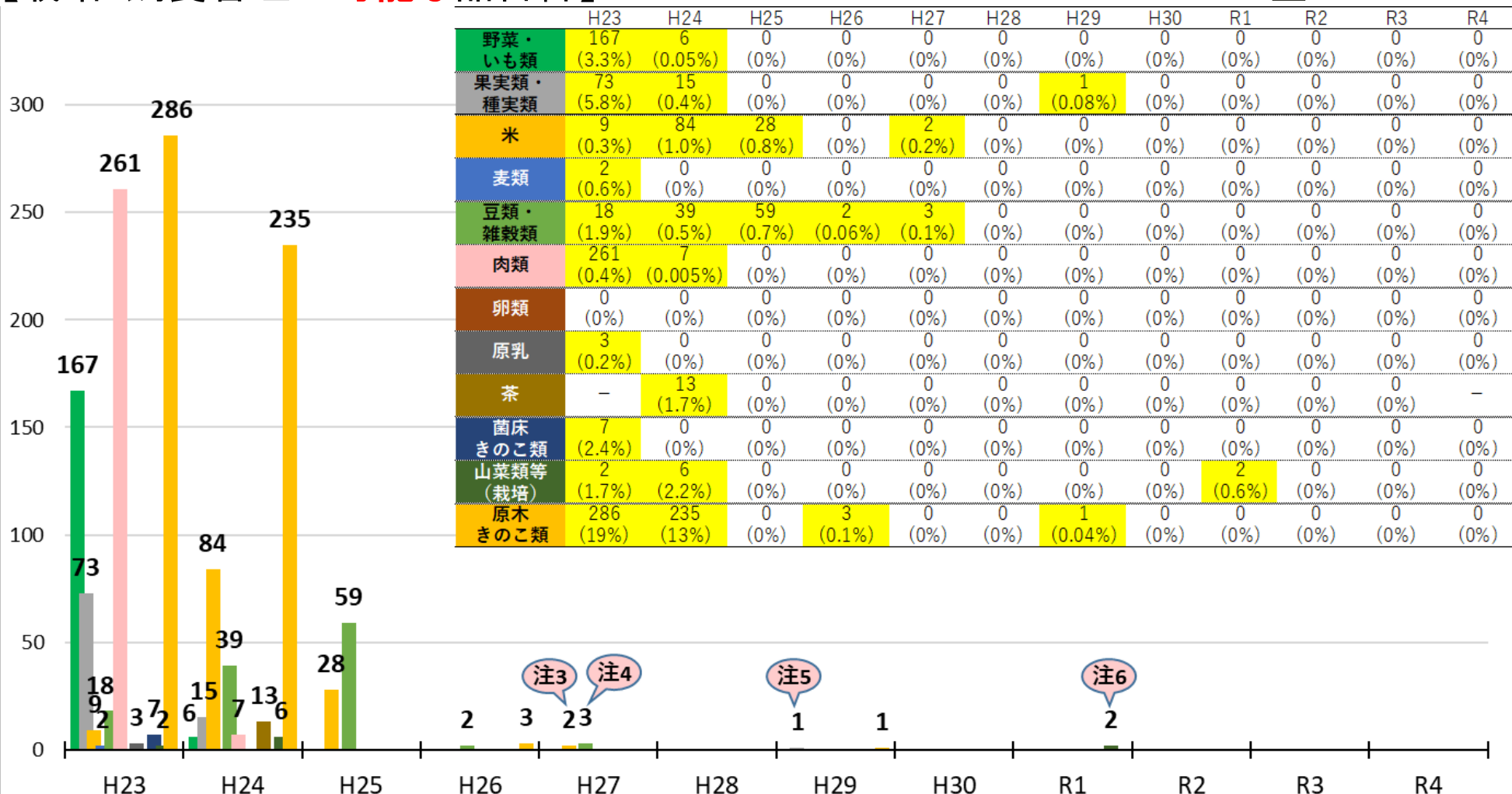
注 出荷前の検査。検出限界値未満のものは便宜上まとめて25 Bq/kg以下として集計

2 検査の結果⑥

100 Bq/kg超が検出された点数^{注1}の推移(品目等別)

【栽培/飼養管理が**可能な**品目群】

■ : 基準値超過がみられた年度



注1 出荷前の検査。表中の括弧内数字は品目ごとの検査点数に対する検出点数の割合を示す

注2 原乳は50 Bq/kg、茶は飲用状態で10 Bq/kg(H23は茶葉の状態での検査のため除外)

注3 H27の米の2点は、26年産米が検査されたもの。27年産米の基準値超過はゼロ

注4 H27の豆類・雑穀類の3点のうち2点は、26年産大豆が検査されたもの。27年産豆類の基準値超過はゼロ

注5 現在は伐採されているクリの樹木であり、今後も出荷されることはない

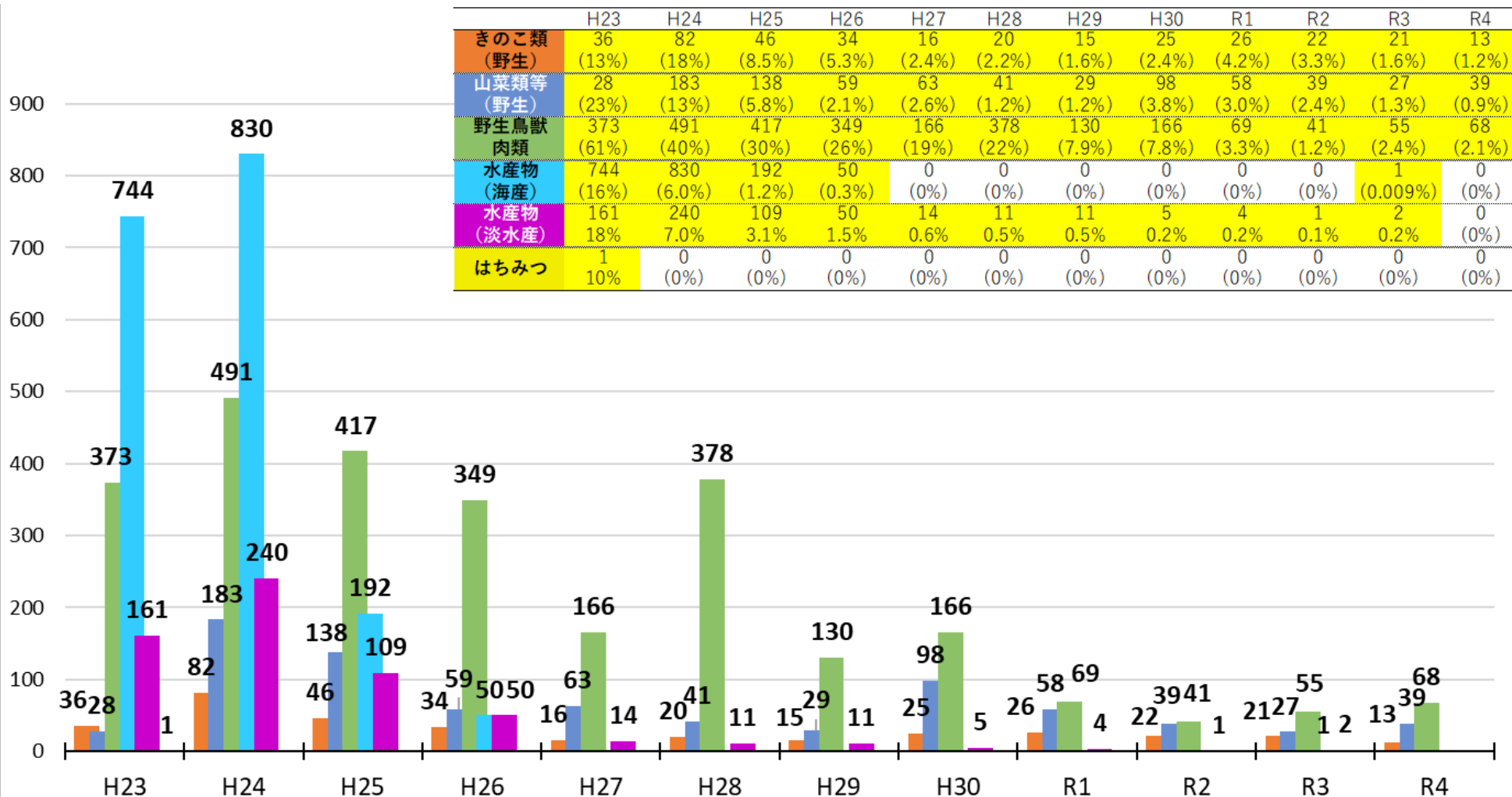
注6 現在は廃棄されているほ場のワラビであり、今後も出荷されることはない

2 検査の結果⑦

100 Bq/kg超が検出された点数^{注1}の推移(品目等別)

【栽培/飼養管理が**困難**な品目群】

□ : 基準値超過がみられた年度



注1 出荷前の検査。表中の括弧内数字は品目ごとの検査点数に対する検出点数の割合を示す

(参考) 「2 検査の結果①～⑦」について

□ 元になっている検査データ

- 厚生労働省のウェブページで公表している検査データ
参考:厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/0000045250.html>
- 検査結果が公表された日付で、各年度毎に集計
(平成23年度は、平成23年3月を含む)
- ガイドラインで検査対象自治体となっている17都県で、生産・検査された農林水産物を抽出(流通品は含まない)

注 掲載している割合は小数点以下を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない場合がある



□ ポイント

- 放射性物質低減対策の徹底や、時間経過による放射能の減少等により、食品中の放射性物質レベルは全体的に低下。
- 平成30年度以降、栽培／飼養管理が可能な品目群において、基準値(100 Bq/kg)超過はない。
- 栽培／飼養管理が困難な品目群の一部(野生きのこ類・山菜類や野生鳥獣肉類)を中心に、安定して基準値を下回ることが確認されるまで引き続き出荷制限等の措置を実施中。